

鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金

1 対象経費・対象事業所等

事業区分	経費区分	対象事業所等
サービス継続支援事業	要綱第3条第1号アに定める経費 ・介護サービスを継続して提供するために必要な経費	・休業要請を受けた通所系・短期入所系サービス事業所 ・利用者又は職員に感染者が発生した事業所・介護施設等 (職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。) ・濃厚接触者に対応した短期入所系・訪問系サービス事業所・介護施設等
	要綱第3条第1号イに定める経費 ・代替サービスとして訪問サービスを提供するために必要な経費	・代替サービスとして訪問サービスを提供した通所系サービス事業所
連携支援事業	要綱第3条第2号に定める経費 ・連携先の事業所等との連携に要する経費	・(自主)休業又は感染者が発生した連携先事業所・施設等の利用者を受け入れ、又は応援職員を派遣した事業所・施設等

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生じる、通常のサービス提供時では想定されないかかり増し経費を幅広く対象とする。

※令和2年1月15日から令和3年3月31日までに生じた経費が対象。

2 対象経費(例)

(1) 要綱第3条第1号アに定める経費

- ① 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用
 - ・事業所・施設等の消毒・清掃費用
 - ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
 - ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - ・連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用
- ② 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用
 - ・通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な自動車のリース費用等
 - ・ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等(通信費用は除く。)
- ③ 通所系・短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用
 - ・サービス提供場所の賃料、物品の使用料等
 - ・職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

(2) 要綱第3条第1号イに定める経費

通所系サービス事業所による訪問サービス実施に係る費用

- ・訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当
- ・訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金
- ・訪問サービス実施に必要な自動車のリース費用等
- ・訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用
- ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

(3) 要綱第3条第2号に定める経費

① 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用

- ・追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
- ・利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用

② 職員の応援派遣に係る費用

- ・職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）

3 補助金額

(1) 補助金額

対象経費の実支出額と上限額とを比較して少ない方の額。なお、千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。

介護報酬、その他の補助金等により措置される額については対象としない。

(2) 上限額

別表のとおり。

4 提出書類

(1) 補助金交付申請書（要綱様式第1）

(2) 事業計画書（要綱様式第2）

(3) 経費の積算根拠を確認できる書類

見積書（二者以上）、領収書（支払済みの場合）等

※資金繰り等やむを得ない場合は、事前相談の上省略可。

5 提出方法等

(1) 提出方法

原則として郵送又は電子メール。

(2) 提出先

ア 郵送

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市長寿あんしん課 サービス継続支援事業補助金担当 宛て

イ 電子メール

choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

(3) 提出期限

令和3年3月31日

6 要綱等掲載場所

鹿児島市ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 新型コロナウイルス感染症への対応 > 介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金

7 注意事項

- (1) 申請に当たっては、鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱を確認し、長寿あんしん課担当へ事前に相談を行うこと。
- (2) 本事業に係る補助金は、原則一事業所・施設等につき一回を限度とすること。

別表

対象事業所・施設等の種別		第3条第1号ア に定める経費	第3条第1号イ に定める経費	第3条第2号 に定める経費
通所介護	通常規模型	千円 537/事業所	千円 537/事業所	千円 268/事業所
	大規模型（Ⅰ）	684/事業所	684/事業所	342/事業所
	大規模型（Ⅱ）	889/事業所	889/事業所	445/事業所
地域密着型通所介護		231/事業所	231/事業所	115/事業所
認知症対応型通所介護		226/事業所	226/事業所	113/事業所
通所リハビリテーション	通常規模型	564/事業所	564/事業所	282/事業所
	大規模型（Ⅰ）	710/事業所	710/事業所	355/事業所
	大規模型（Ⅱ）	1,133/事業所	1,133/事業所	567/事業所
短期入所生活介護、短期入所療養介護		27/定員	—	13/定員
訪問介護		320/事業所	—	160/事業所
訪問入浴介護		339/事業所	—	169/事業所
訪問看護		311/事業所	—	156/事業所
訪問リハビリテーション		137/事業所	—	68/事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		508/事業所	—	254/事業所
夜間対応型訪問介護		204/事業所	—	102/事業所
居宅介護支援		148/事業所	—	74/事業所
福祉用具貸与		—	—	282/事業所
居宅療養管理指導		33/事業所	—	16/事業所
小規模多機能型居宅介護		475/事業所	—	237/事業所
看護小規模多機能型居宅介護		638/事業所	—	319/事業所
介護老人福祉施設		38/定員	—	19/定員
地域密着型介護老人福祉施設		40/定員	—	20/定員
介護老人保健施設		38/定員	—	19/定員
介護医療院		48/定員	—	24/定員
介護療養型医療施設		43/定員	—	21/定員
認知症対応型共同生活介護		36/定員	—	18/定員
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	定員30人以上	37/定員	—	19/定員
	定員29人以下	35/定員	—	18/定員

※1 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、一つの事業所・施設等として取り扱う。

※2 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は、通所型は通所介護（通常規模型）として、訪問型は訪問介護として取り扱う。介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、一つの事業所として取り扱う。